

省エネコミュニケーション・ランキング制度の 運用及びガイドラインの見直しについて

2025年1月10日

資源エネルギー庁省エネルギー課

【目次】

1. 2025年度の運用改正案
2. ベストプラクティス集の更新
3. 2025年度の運用スケジュール及び中長期的課題
について

1. 2025年度の運用改正案

今年度取り扱う課題

【課題1 情報の集約状況に関する採点基準の見直し】

- 基礎点部分の「情報の集約状況」採点基準は、指針1.及び指針2.のうち事業者が提供している情報を対象に、それら全てが集約されている場合のみ採点しており、一部情報のみを集約している事業者はその集約取組を本制度にて評価されていない。
- また、加点部分の「情報の集約状況」に関して、各項目ごとに情報の集約を確認する設問が配置されているものの、割引キャンペーン等、本制度に直接関係のない情報との集約を報告している事業者も存在している。
- これを踏まえ、本制度における「情報の集約状況」に関する採点基準の見直しを行う。

【課題2 基礎点に関する取組の実施率改善】

- 中小企業の基礎項目実施率が低い傾向がある。基礎項目の一部は第三者が提供する情報サイトを紹介することも採点対象となるため、実施率向上を目的として、基礎項目に該当する「指針1.(3) 機器の使用方法の工夫による削減量及び削減額」及び「指針1.(4) 省エネ設備の性能と助成制度」を取り扱う情報サイトの整理を行う。

1. 1

情報の集約状況に関する採点基準の見直し

ガイドライン上における集約性の取扱い

- 「一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者が講ずべき措置に関する指針（以下、指針）」の第3項は、全てのエネルギー供給事業者に、可能な範囲内で指針第1項及び第2項に掲げる情報を同時に閲覧できるよう集約した上で一般消費者へ提供するように努めることを規定している。
- これを受け「エネルギー小売事業者の省エネガイドライン（以下、ガイドライン）」では、下記のとおり集約化に関する定義が示されている。

② 一般消費者に対する情報提供の集約化

指針の第3項は、全てのエネルギー供給事業者に、可能な範囲内で第1項及び第2項に掲げる情報を同時に閲覧できるよう集約した上で一般消費者へ提供するように努めることを規定している。当該指針における「集約」は、情報提供に用いられている媒体に応じて下記のとおり定義する。

- Web ページ・スマートフォンアプリ等の電子媒体で情報提供している場合：ある画面から特定の画面に直接遷移が可能な状態
- 紙面（検針票・請求書等）で情報提供している場合：全ての情報が同封されている状態（URL等の記載でも可とする）

以下にて情報提供の集約化のイメージを提示する。

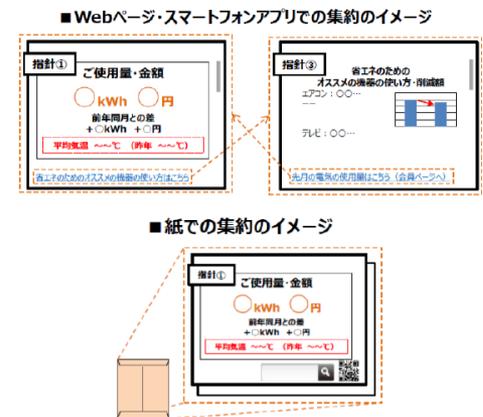


図 3 情報提供の集約化のイメージ

(出典：2021年度エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会 第1回検討会資料)

(出典) 「エネルギー小売事業者の省エネガイドライン」より

(1) 基礎点に係る「情報の集約状況」の採点基準の課題

- 一方、同ガイドラインにおいて省エネコミュニケーション・ランキング制度における集約性の採点基準が明確に示されていない。
- そのため、下表のように集約状況に差異はないものの、集約性で得られる配点に差が生じている。

	パターン1	パターン2	パターン3	パターン4
指針1.(1) 毎月の消費量の前年同月値	提供：している 集約：している	提供：している 集約：している	提供：している 集約：している	提供：している 集約：している
指針1.(2) 過去一年間の月別消費量及び料金	提供：している 集約：している	提供：している 集約：している	提供：している 集約：している	提供：している 集約：している
指針1.(3) 機器の使用法の工夫による削減量及び削減額	提供：している 集約：している	提供：していない 集約：していない	提供：している 集約：していない	提供：している 集約：していない
指針1.(4) 省エネ設備の性能と助成制度	提供：している 集約：している	提供：していない 集約：していない	提供：している 集約：していない	提供：していない 集約：していない
指針2. 類似世帯比較	提供：している 集約：している	提供：していない 集約：していない	提供：している 集約：していない	提供：していない 集約：していない
指針3. 集約性	提供している情報 全てを集約している	提供している情報 全てを集約している	提供している情報の 一部を集約している	提供している情報の 一部を集約している
提供得点（75点満点）	75点	30点	75点	45点
集約性得点（15点満点）	15点	15点	0点	0点
基礎項目合計点（90点満点）	90点	45点	75点	45点

パターン2～4：指針1.(1)、(2)を提供・集約しているが配点が異なる。

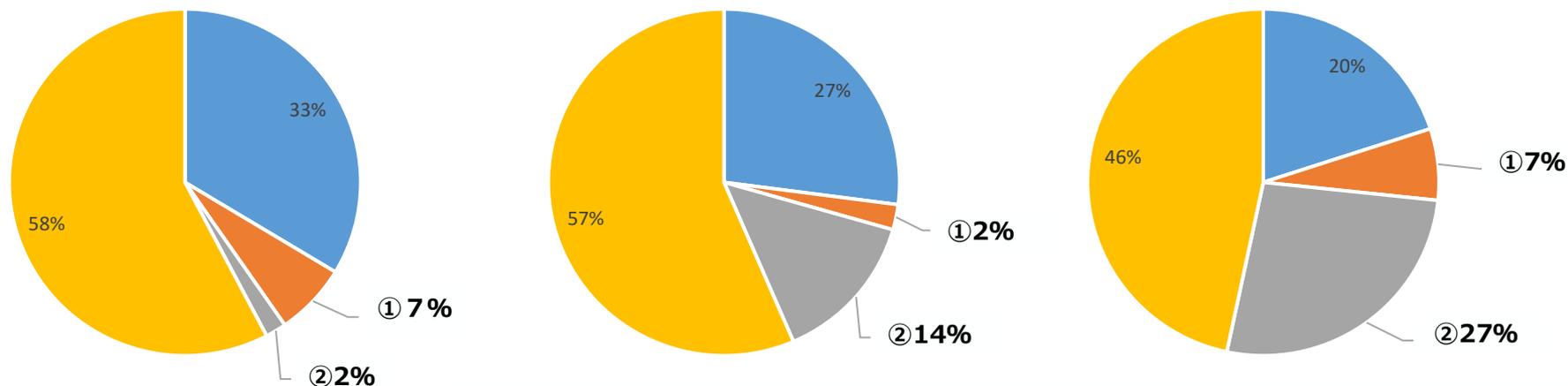
【参考】 基礎点における集約性に関する回答状況

- 5つある基礎項目のうち、
 - ①一部の情報を提供し、そのすべてを集約している事業者は、電気で7%、都市ガスで2%、LPガスで7%
 - ②基礎項目のすべてを提供しているものの、その一部のみ集約している事業者は、電気で2%、都市ガスで14%、LPガスで27%
- 集約性に関する項目で、①は15点を得るが、②は0点となる。

小売電気事業者 (N=104)

都市ガス小売事業者 (N=85)

LPガス小売事業者 (N=15)



■ 基礎項目すべて提供し、そのすべてを集約している事業者

① ■ 基礎項目の一部を提供し、そのすべてを集約している事業者

② ■ 基礎項目すべて提供し、その一部を集約している事業者

■ その他

(2) 加点に係る「情報の集約状況」の採点基準の課題

- 加点部分にあたる追加項目において、各項目ごとに情報の集約状況を確認する設問が配置されている。
- 一方、集約すべき具体的な情報例が記載されていないため、少数ではあるが割引キャンペーン等、本制度の趣旨に合わない情報との集約を報告している事業者も存在。

項目		記入欄	備考欄
追加項目2. 供給する電気の 電源構成に関する 情報 ※小売電気事業者のみ回答すること。	①提供状況		該当する選択肢を選択。
	②提供内容		①にて「1. 提供している」を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。
	③情報の集約状況		該当する選択肢を選択。
	④実施内容		③にて「1. 実施している」を選択した場合、具体的な集約の内容及び内容が分かるウェブページのURLを記入。

【参考】「情報の集約状況」に関する採点基準

提供方法		基礎点 (指針で規定)		加点			
		提供の有無	指針3. 集約性	追加項目1. 省エネ設備の 高まる分の プッシュ	追加項目2. 顧客属性を基 にした	追加項目3. 提供方法に関する 工夫	追加項目5.その他提供方法に関する創意工夫
提供内容							
基礎点 (指針で規定)	指針1.(1)毎月の消費量の 前年同月値	基礎点【90点】 ○提供の有無： 15点×5項目 =75点 ○集約性：15点	<p>例えば指針1.(1)と指針1.(2)のみ実施している事業者は、これら2種の情報を集約していれば集約性で加点される。</p> <p>一方、指針1. 及び指針2. のすべてを実施している事業者が指針2. のみ集約出来ていない場合、集約性で加点されない。</p>				
	指針1.(2)過去一年間の月別 消費量及び料金						
	指針1.(3)機器の使用方法的工夫 による削減量及び削減額						
	指針1.(4)省エネ設備の性能と 助成制度						
	指針2. 類似世帯比較						
加点	追加項目1. 非化石エネルギーへの転換に資する情 報	加点【20点】 ○提供の有無： 4点×4項目=16点 ○集約性： 1点×4項目=4点	加点【10点】 ○実施の有無： 5点×2項目=10点 ※各内容ごとに1つでも 実施していれば5点	加点【15点】 ○工夫の有無： 10点 ○閲覧率の 測定：5点	加点【5点】 ○実施の有無：5点		
	追加項目2. 供給する電気の電源構成に関する情報						
	追加項目3. 時間ごとにきめ細かに エネルギー消費量を可視化した情報						
	追加項目4. 一般消費者が行う電気の需要の最適 化に資する情報						
	指針1.(5) その他、エネルギーの使用の合 理化に関して一般消費者の行動変容を促す 情報等、エネルギー供給事業者の創意により 実施する一般消費者が行うエネルギーの使 用の合理化に資する情報の提供 ※以下のいずれかを実施 1. エネルギー料金・使用量の予測サービス 2. 省エネ・環境に関する教育機会の提供や、 イベントの開催 3. CO2排出量の可視化 4. 家庭ごとの省エネの目標の設定 5. その他		加点【5点】 ○提供の有無：5点	内容に関する加点においても集約性の評価があるが、 具体的に集約すべき情報の詳細が記載されていない。			

対応方針について

【（１）基礎点】

- 指針1. 及び指針2. のうち、集約している情報の個数に応じて配点を設定する。具体的には集約数が2つの場合は6点、3つの場合は9点、4つの場合は12点、5つの場合は15点としてはどうか。

【（２）加点】

- 集約対象とする情報は本制度の目的を踏まえ「本制度の趣旨に合う情報に限定」してはどうか。

ガイドライン：「4.4 評価基準（採点方法）」における文章挿入案

また、2024年度以前の基礎点部分の「情報の集約状況」に係る採点基準は、指針1.及び指針2.のうち事業者が提供している情報の全てが集約されている場合のみ得点できるものとなっていた。そのため、情報提供数が多いほど、集約による得点を獲得するのが難しくなっている。これは情報提供数の拡大に対するディスインセンティブにも繋がりがねないことから、2025年度以降の運用では情報の集約数に応じて配点する方式を採ることとした。加えて、加点部分の「情報の集約状況」は、追加項目ごとに情報の集約を評価することとなっているが、割引キャンペーン等、本制度の趣旨に合わない情報との集約を報告する事業者も存在していた。そこで、加点部分の「情報の集約状況」に関しては本制度の趣旨に合う情報を集約していた場合のみ採点対象とすることとした。

【参考】配点表改訂案

合計：145点満点

提供方法		基礎点 (指針で規定)		加点			
		提供有無	指針3. 集約性	追加項目1. 省エネ意識の 高まるタイミングで のアッシュ型の情報 提供	追加項目2. 顧客属性を基にし た情報提供方法 の工夫	追加項目3. 提供する情報の閲 覧率を高める工夫 追加項目4. 提供する情報の閲 覧率の測定	追加項目5.その他提供方法に関する創意工夫 ※以下のいずれかを実施 1. 多様な情報発信ツールの活用 2. 情報の見せ方の工夫 3. 顧客ニーズの集計・反映 4. 経済的インセンティブ付与 5. その他
基礎点 (指針で規定)	指針1.(1)毎月の消費量の 前年同月値	基礎点【90点】 ○提供の有無： 15点×5項目 =75点 ○集約性： 3点×集約数= 15点					
	指針1.(2)過去一年間の月別 消費量及び料金						
	指針1.(3)機器の使用法の工夫 による削減量及び削減額						
	指針1.(4)省エネ設備の性能と 助成制度						
	指針2. 類似世帯比較						
加点	追加項目1. 非化石エネルギーへの転換に資する情 報	加点【20点】 ○提供の有無： 4点×4項目 = 16点 ○集約性： 1点×4項目 = 4点		加点【10点】 ○実施の有無： 5点×2項目 = 10点 ※各内容ごとに1つでも 実施していれば5点	加点【15点】 ○工夫の有無： 10点 ○閲覧率の 測定：5点	加点【5点】 ○実施の有無：5点	
	追加項目2. 供給する電気の電源構成に関する情報						
	追加項目3. 時間毎にきめ細かに エネルギー消費量を可視化した情報						
	追加項目4. 一般消費者が行う電気の需要の最適 化に資する情報						
	指針1.(5) その他、エネルギーの使用の 合理化に関して一般消費者の行動変容を促す 情報等、エネルギー供給事業者の創意により 実施する一般消費者が行うエネルギーの使 用の合理化に資する情報の提供 ※以下のいずれかを実施 1. エネルギー料金・使用量の予測サービス 2. 省エネ・環境に関する教育機会の提供や、 イベントの開催 3. CO2排出量の見える化 4. 家庭ごとの省エネの目標の設定 5. その他	加点【5点】 ○提供の有無：5点					

(変更前)
集約性：15点
(変更後)
集約性：3点×集約数 = 15点

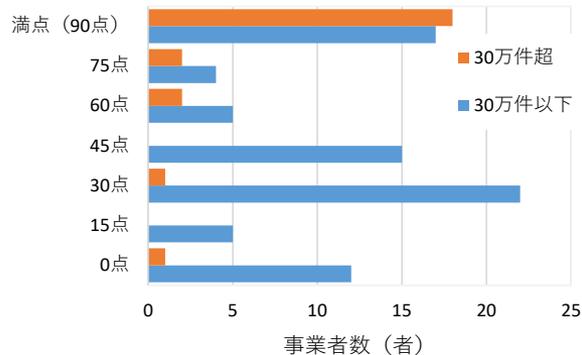
1. 2

基礎点に関する取組の実施率改善

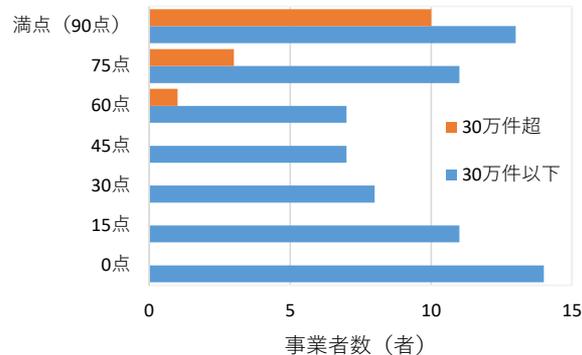
基礎点に関する取組の実施率改善について

- 2024年度コミュニケーション・ランキング制度の結果によると、**小売契約件数30万件以下の事業者の基礎項目実施率が低い傾向**があり、今後の継続的な参加による取組の高度化が期待される。参考に、基礎項目の点数分布を小売契約件数別に示す。
- 基礎項目の一部は、第三者が提供する情報サイトを紹介することも採点対象となる。第三者が提供する情報サイトを活用することで、基礎項目の情報提供に取り組みやすくなることが期待される。

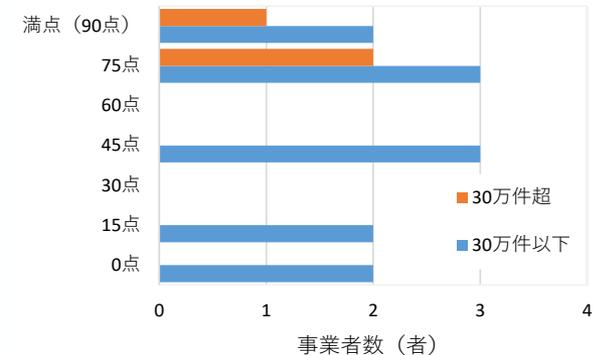
基礎項目点数分布
(小売電気事業者)



基礎項目点数分布
(都市ガス小売事業者)



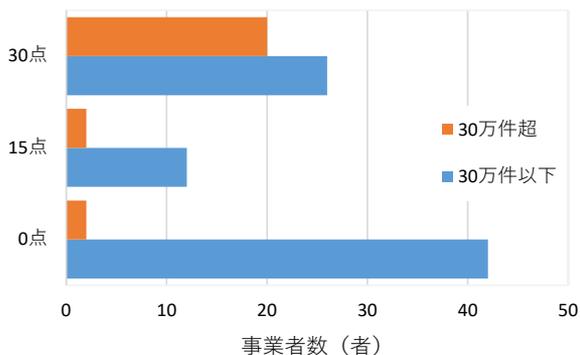
基礎項目点数分布
(LPガス小売事業者)



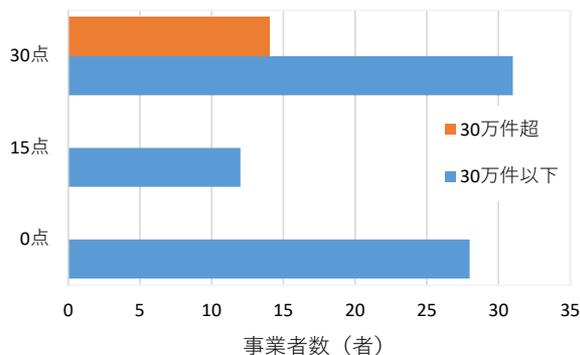
第三者サイトの整理結果

- 第三者が提供する情報サイトを紹介することで採点対象となる内容の基礎項目は以下の2つである。以下2項目で最大30点（各15点）の獲得が可能。
 - 指針1.(3) 機器の使用方法の工夫による削減量及び削減額
 - 指針1.(4) 省エネ設備の性能と助成制度
- なお、2024年度評価結果における指針1.(3)及び指針1.(4)の点数分布は以下のとおり。第三者サイトを提供することで、15点または30点を獲得する事業者が増加する見込み。

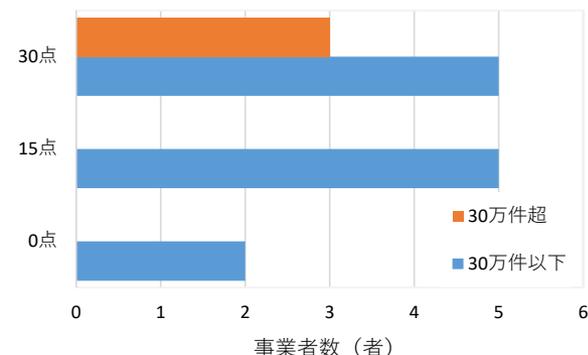
指針1.(3)及び1.(4)点数分布
(小売電気事業者)



指針1.(3)及び1.(4)点数分布
(都市ガス小売事業者)



指針1.(3)及び1.(4)点数分布
(LPガス小売事業者)



第三者サイトの整理結果

- 基礎項目の実施率改善を目的として、指針1.(3)又は指針1.(4)に該当する各業界団体が提供している情報サイト、及び当該項目への回答として今年度事業者より報告された第三者が提供する情報サイトを整理した。

【第三者が提供している情報サイト】

項目	公開元	サイト名	内容
指針1.(3)	電気事業連合会	「 節電情報ポータル 」	家庭でできる省エネ・節電方法とそれによる削減量・削減額等を掲載。
指針1.(3)	日本ガス協会	「 ガスの節約につながる省エネ方法のご紹介 」	家庭でできるガス機器の省エネ方法とそれによる削減量等を掲載。
指針1.(3)、 指針1.(4)	全国LPガス協会	「 需要開発特設サイト 」	省エネ機器の性能や助成制度に関する情報等を掲載。
指針1.(4)	日本ガス協会	日本ガス協会HP「 ガスの利用 」ページ	エネファーム、エコジョーズの性能や削減量等を掲載。
指針1.(4)	ヒートポンプセンター・蓄熱センター	ヒートポンプセンター・蓄熱センターHP「 個人のみなさま 」ページ	ヒートポンプ・蓄熱製品、エコキュートの紹介等を掲載。
指針1.(3)、 指針1.(4)	家電製品協会	「 省エネ家電deスマートライフ 」	家庭でできる省エネ方法や家電の省エネ性能等を掲載。
指針1.(3)、 指針1.(4)	環境省	デコ活HP「 省エネ製品買替ナビゲーション 」	家庭でできる省エネ方法や省エネ機器の性能等を掲載。

第三者サイトの整理結果（続き）

【第三者が提供している情報サイト（続き）】

項目	公開元	サイト名	内容
指針1.(3)、 指針1.(4)	資源エネルギー庁	「 省エネポータルサイト 」	家庭でできる省エネ方法とそれによる削減量・削減額等を掲載。
指針1.(4)	国交省・経産省・環境省	「 住宅省エネ2024キャンペーン 」	「子育てエコホーム支援事業」、「先進的窓リノベ2024事業」、「給湯省エネ2024事業」の案内等を掲載。
指針1.(4)	資源エネルギー庁	「 給湯省エネ2024事業 」	高効率給湯器の導入に係る費用を補助する事業を掲載。
指針1.(4)	資源エネルギー庁	「 省エネ性能カタログ電子版 」	資源エネルギー庁「省エネ型製品情報サイト」に登録された主な製品のエネルギー消費効率や代表的な機能等の一覧表を掲載。
指針1.(4)	省エネルギーセンター	省エネルギーセンターHP「 省エネ・CNの補助金ほか 」ページ	省エネ機器の助成制度のまとめを掲載。
指針1.(4)	各自治体	各自治体HPの省エネ設備の助成制度に関するページ	省エネ設備の助成制度を掲載。
指針1.(4)	メーカー各社	エコキュート、エコジョーズ、エネファーム等のメーカーHP	各省エネ機器の性能を掲載。

対応方針について

- 「指針1.(3) 機器の使用方法の工夫による削減量及び削減額」及び「指針1.(4) 省エネ設備の性能と助成制度」に関する情報を提供している第三者サイトの一覧を資源エネルギー庁ホームページに参考資料として掲載することで、事業者全体の本取組実施率改善に取り組んではどうか。
- なお、参考資料に記載する第三者サイトに関しては、高頻度にリンク先が変更されることは望ましくないため、比較的安定的かつ長期的に情報を提供すると考えられる官公庁、業界団体サイトを対象にしてはどうか。

対応方針について

代表的な第三者サイトの例（2024年12月現在）

ページ名	項目		内容	公開元
	指針 1.(3)	指針 1.(4)		
「省エネポータルサイト」	✓	✓	家庭でできる省エネ方法とそれによる削減量・削減額等を掲載。	資源エネルギー庁
「省エネ性能カタログ電子版」		✓	資源エネルギー庁「省エネ型製品情報サイト」に登録された主な製品のエネルギー消費効率や代表的な機能等の一覧表を掲載。	資源エネルギー庁
デコ活HP「省エネ製品買替ナビゲーション」	✓	✓	家庭でできる省エネ方法や省エネ機器の性能等を掲載。	環境省
「節電情報ポータル」	✓		家庭でできる省エネ・節電方法とそれによる削減量・削減額等を掲載。	電気事業連合会
「ガスの節約につながる省エネ方法のご紹介」	✓		家庭でできるガス機器の省エネ方法とそれによる削減量等を掲載。	一般社団法人日本ガス協会
「ガスの利用」		✓	エネファーム、エコジョーズの性能や削減量等を掲載。	一般社団法人日本ガス協会
「需要開発特設サイト」	✓	✓	省エネ機器の性能や助成制度に関する情報等を掲載。	一般社団法人全国LPガス協会
「個人のみなさま」		✓	ヒートポンプ・蓄熱製品、エコキュートの紹介等を掲載。	一般社団法人ヒートポンプ・蓄熱センター
「省エネ家電deスマートライフ」	✓	✓	家庭でできる省エネ方法や家電の省エネ性能等を掲載。	一般社団法人家電製品協会
「省エネ・CNの補助金ほか」		✓	省エネ機器の助成制度のまとめを掲載。	一般財団法人省エネルギーセンター

2. ベストプラクティス集の更新

ベストプラクティスの選定の考え方

- 新たな省エネ情報提供の取組を検討するインセンティブを与え、また他の事業者への取組の拡大が期待されることから、省エネコミュニケーション・ランキング制度の様式における回答内容を元に、優れた取組をガイドラインにおいてベストプラクティスとして紹介することとしている。
- これまでの評価委員会における議論を踏まえ、選定基準は以下のとおり。
 - 波及性** : 事業者規模が大きく影響せず、多くの事業者が取り組めるものか
 - 先進性** : 今までにない取組であるか（同様の取組を実施している事業者がいないか）
 - 省エネ性** : 取組により、消費者の省エネ行動が誘発されるか（消費者ニーズに合致しているか、取組の実施による省エネ結果が公表されているか、等）
- また、具体的な選定プロセスは以下のとおりとした。
 - 事務局にて上記3つの観点で3段階評価を実施（◎・○・△）。
 - ◎が1つ以上又は全ての項目が○の取組をベストプラクティスとして選定。
- ベストプラクティスをガイドラインに記載するにあたっては、当該取組を実施する事業者へ掲載許諾を得るなど、別途調整を行う。
- なお、ベストプラクティスはガイドラインの「別紙」の位置づけで事務局が作成・公表することとし、内容の更新について、エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会へ必要に応じ報告を行うこととする。

2024年度 ベストプラクティスの候補

- 小売電気事業者である東京電力エナジーパートナー（★5（満点）事業者）は、顧客の状況に合わせて最適なタイミングで情報発信することを可能にするMA（マーケティングオートメーション）を活用した取組を実施している。その取り組みが特に先進性を有していると評価し、2024年度ベストプラクティス候補に選定した。

分類	事業者名	取組内容	波及性	先進性	省エネ性
内容	東京電力エナジーパートナー	マーケティング・オートメーションの活用	△	◎	△

【参考】提供方法に関する創意工夫：ベストプラクティス選定事由

東京電力エナジーパートナー

- 類型：顧客ニーズの集計・反映
- 取組内容：顧客の属性や行動情報等に基づき、配信内容や配信・表示タイミングの最適化を実現できるMA（マーケティングオートメーション）を活用
- 選定事由：

多くの顧客を抱える企業において各顧客との接点強化は難しい課題だが、MAを用いることで顧客の状況に合わせて最適なタイミングで情報を発信することを可能にした。このようにMAを顧客との接客強化に使用している他事業者はなく、「先進性」の観点で選定。



- 新規契約者に、くらしTEPCO webの案内や当社のサービスをご紹介
- お客さまの省エネ行動をサポートする「省エネチャレンジ」をご紹介
- 「省エネチャレンジ」参加者向けに、省エネ情報（くらしTEPCO webの活用や節電方法）を提供

2. 2025年度の運用スケジュール及び 中長期的課題について

2025年度 制度運用スケジュール

- 報告様式の提出期限は7月末とし、各事業者の評価結果は12月初旬に資源エネルギー庁のホームページにおいて公表予定。
- また、省エネコミュニケーション・ランキング制度について、以下を検討予定。
 - ✓ 中小事業者や低評価事業者の参加促進に向けた検討
 - ✓ 評価項目及び配点等の見直しの検討（実績評価や新たな評価項目の設定、定量評価等の評価の高度化等）

